

まちづくり基本条例市民学習会 ～これまでの経過と今後の進め方について～

1. まちづくり基本条例市民学習会の中間まとめ

■まちづくり基本条例の取り組みの背景

市民ニーズが複雑化、多様化していく中で地域の特性を活かし魅力あるまちづくりを進めるには、市民、自治会、まちづくり協議会、NPO、市民活動団体、企業などと行政がお互いに対等な立場に立ち、パートナーとして連携し、共通の目標のもとでそれぞれの特性を発揮し、ともに協力しながら協働のまちづくりに向け取り組むことが必要です。

■まちづくりとは

まちづくりとは、地域の公共的な課題を認識し、解決策を策定し、実際に解決策を実施し、その解決策を評価するなど、地域の公共的課題を解決していくための方法を考えること自体がまちづくりです。

■公共的な課題とは

一人ひとりが自分で問題を解決できるのであれば公共的課題ではなく私的な課題です。みんなできないと問題の解決が図れないというのが公共的な課題です。地域の公共的課題を解決していく活動自体が政策であると考えられます。

■住民が参加する仕組みづくり

政策の過程は、課題の設定から始まり、立案、決定、実行、評価という過程を経て、また課題設定に戻ります。政策の過程に住民が何らかの形で参加をしていくことは重要なことです。

住民が政策の過程に参加していく場合に、政策過程のどこに参加するのかということが問題になります。しかし、政策過程の中で、企画立案に参加することなく決定、執行、評価ができるかということ、住民の参加はできません。住民参加は、政策の過程のうち、企画立案の段階から始めるのが大原則です。

企画という最初の案をつくる段階、執行する段階、評価する段階、そういう形で段階を踏んで住民がまちづくりに参加をしていくメカニズムを考え、それを整理していくのがまちづくり基本条例です。

■新たな枠組みの必要性

市内で様々な団体や個人が活躍してきている中で、まちづくりの様々な主体が結びついていくことが重要です。学習会では市内で活動している団体の皆さんから参加していただき、活動事例の紹介を行ってききましたが、各団体の活動内容や地域で担っている役割などは、あまり知られていないことが分かりました。また、各団体の実践的な活動や抱える課題などの情報は、非常に参考になったという意見が多数ありました。これからは、地域の公共的課題をより皆さんが納得する形で解決していくために各主体の結びつきや協働のルールについて考えることが必要になります。また、まちづくりに関わるすべての人がより良いまちをどうやってつくっていくのかを考えていくことが求められています。

■まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例は、まちづくりの基本的なルールを定めて、誰もがまちづくりに参加でき、そのまちに住み、働き、学び、活動するみんなが、一緒にまちづくりを考え、行動し、より良いまちをつくりあげるためのものです。まちづくり基本条例には決まった形はありません。重要なことは、その内容を、そのまちに住む人たちが自分たちで考え、決めていくことです。そして何より、その基本的な考え方や必要性について住民の皆さんの理解が必要であり、自分たちのルールであるとの共感を持って受け入れられることが最も重要なことです。

■まちづくり基本条例という条例をつくる必要性

まちづくり基本条例をつくる必要があると言われると、必ずしも条例である必要はないかもしれませんが、ただ、ルールをつくるということはルールを知らない人もルールを使えるということ。また、ルールが人をつくるという側面もあります。

■まちづくり基本条例の重要な点は？

まちづくり基本条例の重要な点は、住民と行政との関係を参加と協働という点で捉えること、もう1つが情報の共有です。まちづくり基本条例の一番重要なポイントは、行政と住民がキャッチボールできる方法を行政と住民が一緒になってつくるといったことです。

もし条例をつくるといった場合に、100パーセントの条例である必要はありません。理想が高い条例をつくる必然性はなく、見栄えが悪かったとしても制度自体は皆さんが使いやすく、手の届きやすいものにするのが重要で、それをどんどん見直し、何度も何度も改正していく、そういう条例で良いのではないのでしょうか。

2. まちづくり基本条例市民学習会の今後の予定

今後の学習会では、アンケートでご意見もあったことから、具体的な公共的課題を提起して、それを解決するために各主体がどのような役割を担うのかといった、まちづくり基本条例がどのように関わっていくかを実践しながら検証していきたいと考えています。

第5回市民学習会

ワークショップ形式で意見交換を行い、まちづくりに対する共通認識を持つため、各グループに分かれ「家庭ごみの問題」をテーマに現状の課題や問題から情報共有の必要性について考えます。

第6回市民学習会

ワークショップ形式で意見交換を行い、まちづくりに対する共通認識を深めるため、各グループに分かれ「家庭ごみの問題」に対し、政策の立案段階におけるまちづくりの各担い手の役割や責任、協働の在り方などについて考えます。

第7回市民学習会

ワークショップ形式で意見交換を行い、まちづくりに対する共通認識をさらに深めるため、公共的課題の解決の実現に必要な項目について考えます。

第8回市民学習会

前回までに各グループから議論していただいた内容をまとめ、発表を行います。

また、半年以上にわたり開催した学習会のまとめとして、市長の感想や、講師の馬場先生のまとめを予定しています。

なお、今後の学習会につきましては、毎回アンケートを行い、参加者の皆様のご意見を取り入れながら進めていきます。よって、内容が変更となる場合もありますのでご了承ください。

3. (仮称)まちづくり基本条例制定までのスケジュール案

今年度を学習の年度と位置付け、8月から継続して毎月1回、合計で8回の学習会の開催を予定しています。その後、平成21年度と平成22年度を具体的な検討の年度と位置付け、来年4月以降に広報つばめやホームページなどで市民公募を行い、公募委員や職員委員で組織する「まちづくり基本条例市民検討会議」を設置します。

「まちづくり基本条例市民検討会議」では、全体会議やグループ別会議などを行い、具体的な条例素案の検討を行っていきます。最終的には、条例の素案を提言書という形でまとめ、市長に提言を行う予定です。

学習の経過や検討の経過はホームページなどを利用し、燕市全体へ情報を提供していきます。